

令和8年8月時点

【訪問看護ステーションの方々へ】

**訪問看護（医療保険）における
オンライン資格確認、オンライン請求を導入してください**

厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室

【目次】

1. [訪問看護におけるオンライン請求・オンライン資格確認の概要](#)
2. [導入までの作業の流れ](#)
3. [オンライン資格確認導入済み施設の公表について](#)
4. [ポスター・リーフレット等について](#)
5. [ホームページ・お問い合わせ先のご案内](#)
6. [よくあるご質問](#)

【目次】

1. 訪問看護におけるオンライン請求・オンライン資格確認の概要
2. 導入までの作業の流れ
3. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
4. ポスター・リーフレット等について
5. ホームページ・お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

訪問看護レセプトのオンライン請求・オンライン資格確認

凡例 オンライン請求 : マーカー
オンライン資格確認 : マーカー

- 訪問看護ステーションにおいて、令和6年6月よりレセプトのオンライン請求とオンライン資格確認を開始しました。
- また、令和6年（2024年）12月2日より従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことに伴い、オンライン請求・オンライン資格確認が義務化となっています。健康保険証の新規発行の終了は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提であり、医療現場に混乱が生じないように、安心してマイナ保険証を利用できる環境を実現します。

近時の動き

- 令和5年11月30日 居宅同意取得型のプレ運用開始 ※医療機関・薬局向け
改正請求命令・省令の公布
※ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・厚生労働省令第9号）
※ 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第147号）
- 令和6年1月12日 通知発出
※ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
※ 指定訪問看護事業者に係る電子情報処理組織を用いた費用の請求に関する取扱いについて
※ 「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」等の改正について
- 令和6年1月15日 医療機関等向け総合ポータルサイトでの新規ユーザー登録等開始
- 令和6年2月1日 オンライン請求システム／オンライン資格確認等システムへの接続試験・運用テスト等が可能に
- 令和6年6月1日 令和6年度診療報酬改定・介護報酬改定（医療系サービス分）の施行
オンライン請求・オンライン資格確認の開始（請求は7月請求分から）
- 令和6年10月31日 義務化時点で導入できない場合の経過措置の届出〆切（R6.4～）
- 令和6年12月2日 オンライン請求・オンライン資格確認の義務化（請求は12月請求分から）・経過措置

（参考）請求命令・省令改正に伴う取扱いや届出の様式等については、厚生労働省・支払基金HP等において掲載。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00002.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka

https://www.ssk.or.jp/oshirase/special_houkanr0601.html

経過措置（オンライン請求・オンライン資格確認）

- 令和6年12月2日時点で、下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、令和6年10月31日までに、原則として、医療機関等向け総合ポータルサイトに開設する「[届出フォーム](#)」（令和6年4月開設）から、訪問看護ステーションごとに届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。
- やむを得ない事情により導入が間に合わない・できない訪問看護ステーションは、経過措置の届出をお願いします。②のシステム整備中の届出には、システムベンダとの契約日や契約者双方を確認できる契約書・注文書等の添付が必要となります。

やむを得ない事情	期限	オンライン 請求	オンライン 資格確認
① 電気通信回線設備に障害が発生した場合	障害が解消されるまで	○	×
② 令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和7年6月末まで）	○	○
③ オンライン請求 ／ オンライン資格確認 に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情）	オンライン請求 ／ オンライン資格確認 に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで	○	○
④ 改築工事中的の場合	改築工事が完了するまで	○	○
⑤ 廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで （遅くとも令和7年6月末まで）	○	○
⑥ その他特に困難な事情がある場合 ※ 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上（令和6年3月31日現在において、いずれも71歳以上）である場合【介護保険における オンライン請求 の経過措置と同じ】 ※ ①～⑤の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで	○	○

※ ①電気通信回線設備に障害が発生した場合等に[オンライン請求](#)のみの経過措置の届出を行う場合には、総合ポータルサイトから提出するのではなく、紙媒体の猶予届出書を、請求と同時に、都道府県の支払基金及び国保連の両方に提出すること。

<参考> 経過措置の届出様式

(別添)

オンライン請求及びオンライン資格確認導入の猶予届出書

様式

I. 訪問看護ステーションの基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	
③ 保険機関コード	6		
④ 所在地	〒	-	
(都道府県)			

II. 届出内容

⑤ 経過措置の届出を行う内容	
ア. オンライン請求とオンライン資格確認の両方(⑥の猶予類型も共通)	
イ. オンライン請求のみ	
ウ. オンライン資格確認のみ	
⑥ 該当する経過措置の猶予類型	
・第1号: 電気通信回線設備に障害が発生した訪問看護ステーション【⑤イを選択した場合のみ】	
・第2号: 令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション(システム整備中)	
・第3号: オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない訪問看護ステーション(ネットワーク環境事情)	
・第4号: 改築工事中の訪問看護ステーション	
・第5号: 廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション	
・第6号: その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション	
⑦ ⑥の選択に応じた補足事項	
・第1号	回線機能障害の理由
・第2号	システム事業者との契約日(遅くとも2024年10月末) 西暦 年 月 日 作業完了見込み時期(遅くとも2025年6月末) 西暦 年 月
・第3号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された) (2.の場合 整備された時期 西暦 年 月 日)
・第4号	工事開始日 西暦 年 月 日 工事終了予定日 西暦 年 月 日
・第5号	廃止又は休止予定日(遅くとも2025年6月末) 西暦 年 月 日
・第6号	特に困難な事情として、右の状況にある。 ・ア: 常勤の看護職員その他の従業員の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である(＝全員の生年月日が昭和28(1953)年4月1日より前) (最も若い常勤職員の生年月日 西暦 年 月 日) ・イ: その他第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)
⑧ 備考	

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

代表者名

審査支払機関
厚生支局 } 御中

住所 〒 - -
メールアドレス:

(記入等に当たっての留意点)

- ・青色セル部分に必要な記載を行った上、あらかじめ(2024年10月末までに、原則として医療機関等向け総合ポータルサイトを經由して審査支払機関及び地方厚生(支)局に届出を行うこと。
- ・①・②・④欄には、指定訪問看護事業者の指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ・③欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁))=6、指定訪問看護ステーションコード(7桁)を記入すること。
(参考) 都道府県番号: 北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47

- ・⑤欄には「ア～ウ」のうち経過措置の届出を行う内容を選択して記入すること。
- ・⑥欄には「第1号～第6号」のうち届け出る経過措置の猶予類型を選択して記入すること。
- ・⑦欄には⑥欄の選択に応じて補足事項を記入すること。特に
 - ・第1号の場合、電気通信回線設備の機能障害によりオンライン請求を行うことができなくなった理由を記入すること。ただし、その理由の判明が当該届出書を届け出るまでに判明しない場合は、その旨を記入すること。
 - ・第3号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない/2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない(6か月以内)場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
 - ・第6号の場合、「ア・イ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。その際、「ア」と記入した場合は、常勤の看護職員その他の従業員のうち最も若いものの生年月日を記載欄に記入すること。また、「イ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号～第5号又は第6号アの条件を満たす項目と同視できる事情(「休廃止を予定している(時期未定)」)、「介護保険で紙レセプトによる請求を行っている」等を複数抱えている場合は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。

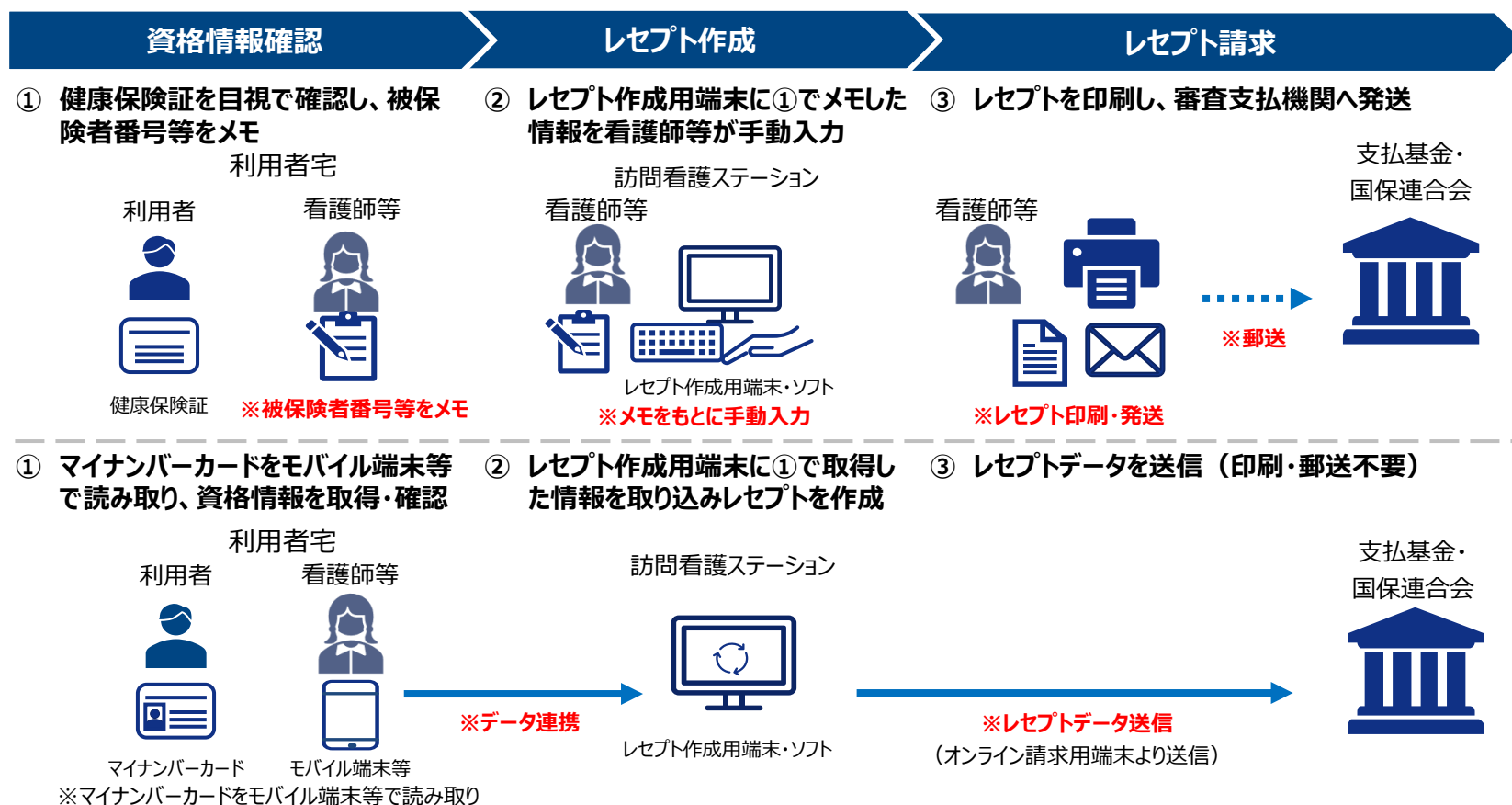
(添付書類について)

- ・届出を行う際、併せて⑥欄で選択した猶予類型に応じて以下の書類を添付すること。
 - ・第1号: ⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書
 - ・第2号: 契約書や注文書の写しなど、契約日又は申込日(令和6年10月末までに締結されたものに限る。)及び契約者双方の名称が記載され、システム事業者と契約したことが確認できる書類
 - ・第6号: アの場合は、最も若い常勤職員の生年月日が確認できる書類(看護師免許の写し等)イの場合は、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻する場合があること。

オンライン資格確認・オンライン請求のビフォーアフター

オンライン資格確認/オンライン請求を導入することで

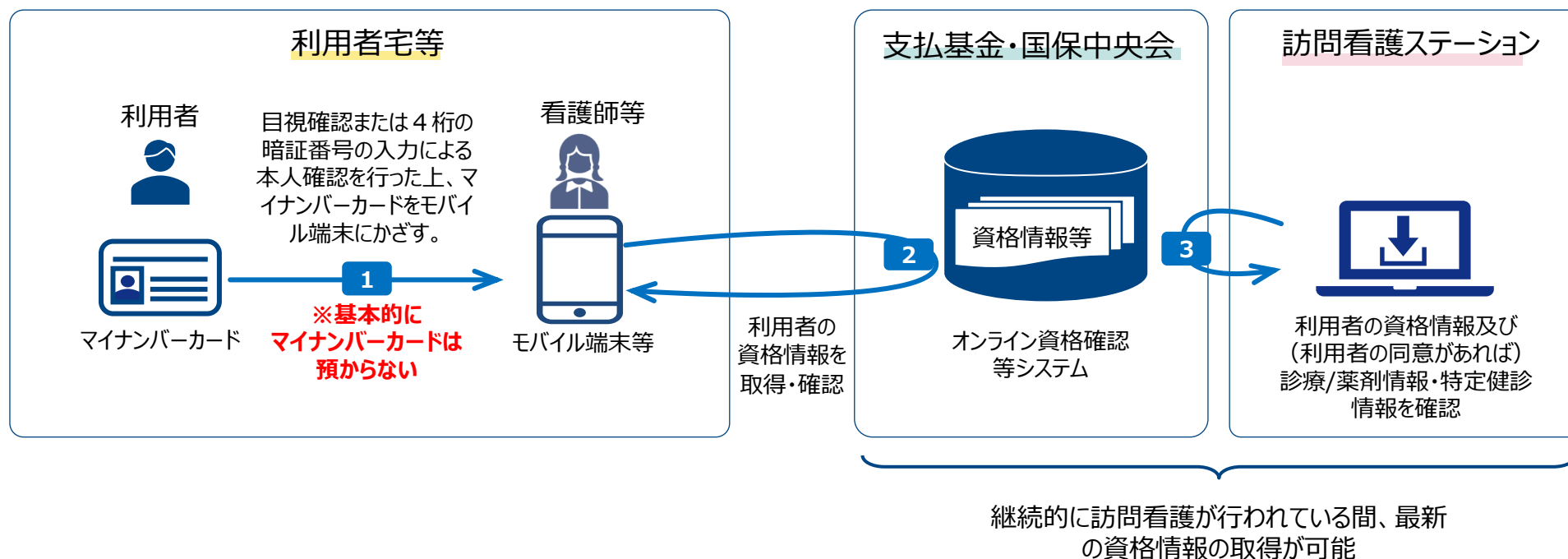
- 最新の資格情報をその場で確認できることや、審査支払機関が職権で資格情報の軽微な不備を補正できるため、返戻となるレセプト数の減少が見込めます。
- レセプト作成時、資格情報（被保険者番号等）の手入力が必要となります。
- レセプトの印刷・発送作業が不要になり、請求に係る時間が短縮されます
- 利用者から同意取得後、診療/薬剤情報・特定健診情報の閲覧が可能になり、訪問看護に活用できます。



- オンライン資格確認とは

訪問看護におけるオンライン資格確認

- 訪問看護におけるオンライン資格確認とは、マイナンバーカードを利用して、訪問看護ステーションが準備したモバイル端末等で、利用者の医療保険における資格情報等を取得する仕組みです。



※ 当該訪問看護ステーションとの継続的に訪問看護が行われている間の2回目以降の対応について

- 訪問看護ステーションにおいて、初回訪問時に取得した被保険者証記号・番号等を用いた資格情報等の照会も可能。
- 併せて、初回訪問時に取得した同意に基づき、診療/薬剤情報・特定健診情報が閲覧可能

※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。詳細は以下リンクからご確認ください。

[オンライン資格確認・医療扶助 - 医療扶助の導入・運用方法 \(service-now.com\)](https://service-now.com)

訪問看護におけるオンライン資格確認のメリット

- 利用者自身の直近の資格情報や、本人の同意に基づき診療/薬剤情報・特定健診情報を閲覧することが可能となり、業務効率化や質の高い医療の提供が実現。
- 訪問看護等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用することで、継続的に訪問看護が行われている間、2回目以降の訪問においては、訪問看護ステーション側で再照会をして資格情報の照会・取得が可能となる機能により効率的な資格確認が可能になるほか、初回時の同意に基づき、薬剤情報等の取得が可能。
- 今後、オンライン資格確認等システムについては、医療DXの推進の中で、難病医療の公費負担医療及び地方単独医療費助成への対応拡大が期待。

利用者

マイナンバーカード 1 枚で訪問看護を利用可能

- ・ 居宅等でもオンライン資格確認で可能
- ・ 保険者に申請していない場合も含め、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除

過去の薬剤情報等の提供が可能

- ・ これまでの薬剤情報や特定健診の結果を網羅的に提供することが可能
- ・ 健康・医療データに基づいたより適切な看護につながる

訪問看護ステーション

資格確認業務の負荷軽減

- ・ 2回目以降の訪問では、利用者宅等への訪問前に利用者の資格情報を確認でき、訪問時の確認業務が効率化
- ・ 利用者の直近の資格情報が確認可能。限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における適用区分の確認が可能

業務の更なる効率化

- ・ 訪問看護ステーション内のレセコン等と連携することで、レセプト作成における手作業の事務負担や誤記リスク、レセプト返戻の削減等につながる
- ・ 利用者から聞き取るよりも正確かつ効率的に、利用者の過去の薬剤情報等を確認可能

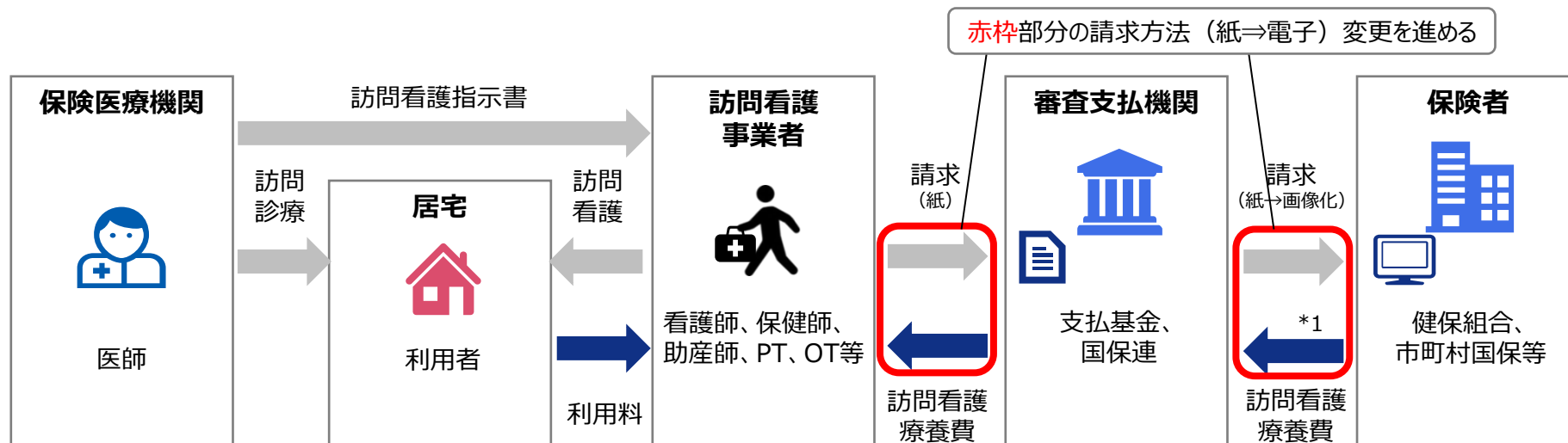
- オンライン請求とは

訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求について

1. 概要・目的

- **オンライン請求**とは、電子的に作成したレセプトデータを、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。
- 全国の訪問看護ステーションにおける**レセプト請求事務**や、審査支払機関・保険者等における**レセプト処理事務の効率化が図られます**。
- より質の高い医療・看護の実現に向けた、**レセプト情報の利活用**（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進につながります。

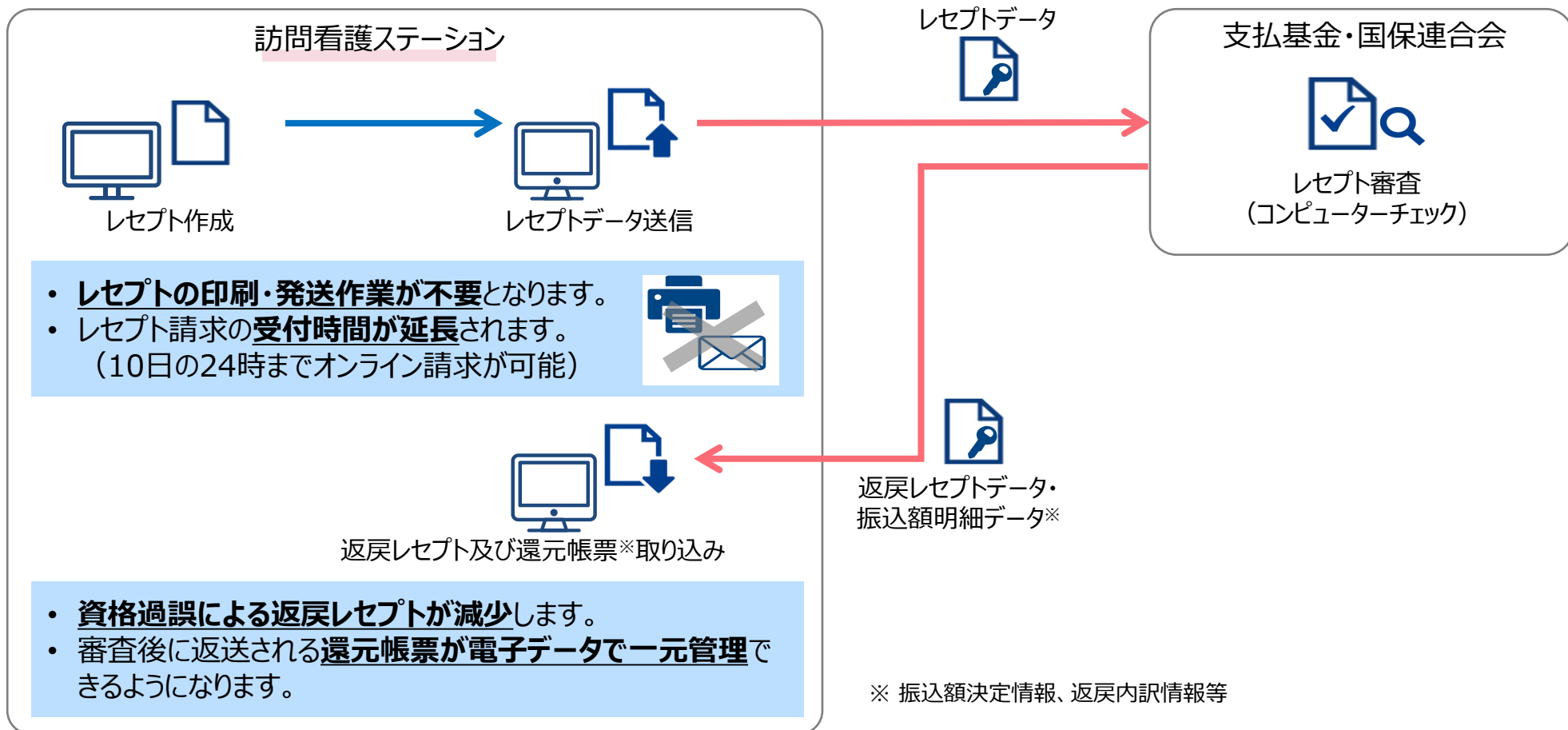
2. 訪問看護の流れとオンライン請求の範囲



*1：保険者からの再審査請求は紙運用

訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求のメリット

- オンライン請求により、訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務の効率化として、レセプトの印刷・発送作業が不要となり、レセプト請求の受付時間が延長されます。また資格過誤による返戻レセプトが減少する見込みです。



【目次】

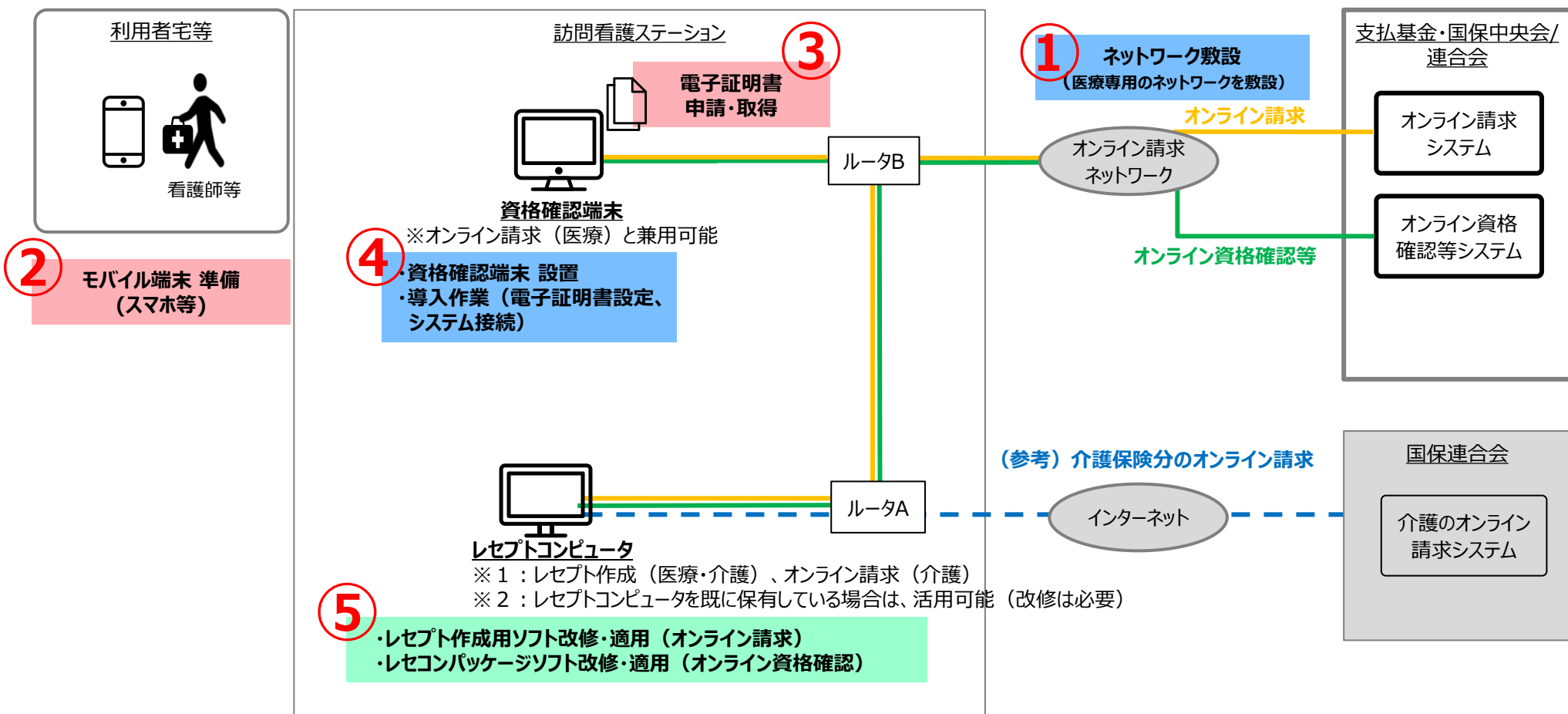
1. 訪問看護におけるオンライン請求・オンライン資格確認の概要
2. 導入までの作業の流れ
3. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
4. ポスター・リーフレット等について
5. ホームページ・お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

導入に向けた作業イメージ

【オンライン資格確認・オンライン請求の開始までの流れ】

- ① 導入支援事業者により、ネットワーク敷設（申込から数週間～1ヶ月程度）。※併設する医療機関のネットワークが使える場合は、不要となるケースあり
- ② 訪問看護ステーションが、モバイル端末を準備（既存の業務用端末も活用可能）。
- ③ 訪問看護ステーションが、医療機関等向け総合ポータルサイトから利用申請を行い、電子証明書もダウンロード。
- ④ 導入支援事業者が、資格確認端末（兼オンライン請求用端末）を搬入。電子証明書を設定し、システムに接続。
- ⑤ 介護等レセプトコンピュータ事業者が、改修したソフトを訪問看護ステーションの端末に適用し、動作確認。

※訪問看護ステーションは予め介護等レセプトコンピュータ事業者にソフト改修・適用予定を確認する



※ 資格確認端末、ネットワーク、電子証明書を、オンライン資格確認とオンライン請求で兼用

凡例： ネットワーク

ハードウェア システム

導入に向けた準備作業の概要

1.

見積依頼・発注

1-1

見積のご相談・ご依頼

まずは①導入支援事業者（注）と②現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者にご相談し、見積依頼を進めてください。

◆主な見積対象

-  モバイル端末等
(現在お使いの業務端末も併用可)
-  オンライン資格確認/
オンライン請求用端末
(導入支援事業者)
-  レセプト作成用端末・ソフト（現在契約しているレセコンのソフト改修）
-  オンライン資格確認/
オンライン請求用
-  ネットワーク回線の敷設
(IP-VPN接続方式またはIPsec + IKE接続方式)
(導入支援事業者)

< □チェックリスト >

- ☐ 現在の利用状況の確認
- ☐ 見積のご相談・ご依頼

1-2

発注

見積内容を確認後、発注を行ってください。

発注後、導入支援事業者等と相談しつつ、導入に向けた準備作業を行ってください。

◆発注までの流れ



見積内容の確認



発注（契約）

< □チェックリスト >

- ☐ 発注

2.

導入・運用準備

2-1

導入

まず、下記1.の各利用申請を行ってください。システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策を実施してください。こうしたセットアップについて、導入支援事業者に対して、支援をご相談ください。

また、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）または、レセプト作成用ソフトの事業者にレセコンまたは、ソフト改修を行ってもらってください。

◆導入準備例



システム導入・機器の
セットアップ

< □チェックリスト >

1. 総合ポータルサイトにおいて

- ☐ 「新規ユーザー（アカウント）登録」
- ☐ オンライン資格確認利用申請
- ☐ オンライン請求利用申請
- ☐ 電子証明書発行申請
※オンライン資格確認/オンライン請求共通です

2. 現地での導入手続

- ☐ オンライン資格確認/オンライン請求システムの
セットアップ（導入支援事業者）
- ☐ レセプト端末のソフト改修（レセコン事業者）
- ☐ 接続・運用テスト

2-2

運用準備

業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください。

居宅等での利用者への対応やステーションでの事務などをイメージいただき、導入後の業務等の確認を行ってください。

◆運用準備例



業務の確認

< □チェックリスト >

- ☐ 業務等の変更点の確認

詳細な導入手引きについては「訪問看護（保険医療）におけるオンライン資格確認、オンライン請求の導入手順（詳細版）」をご確認ください。

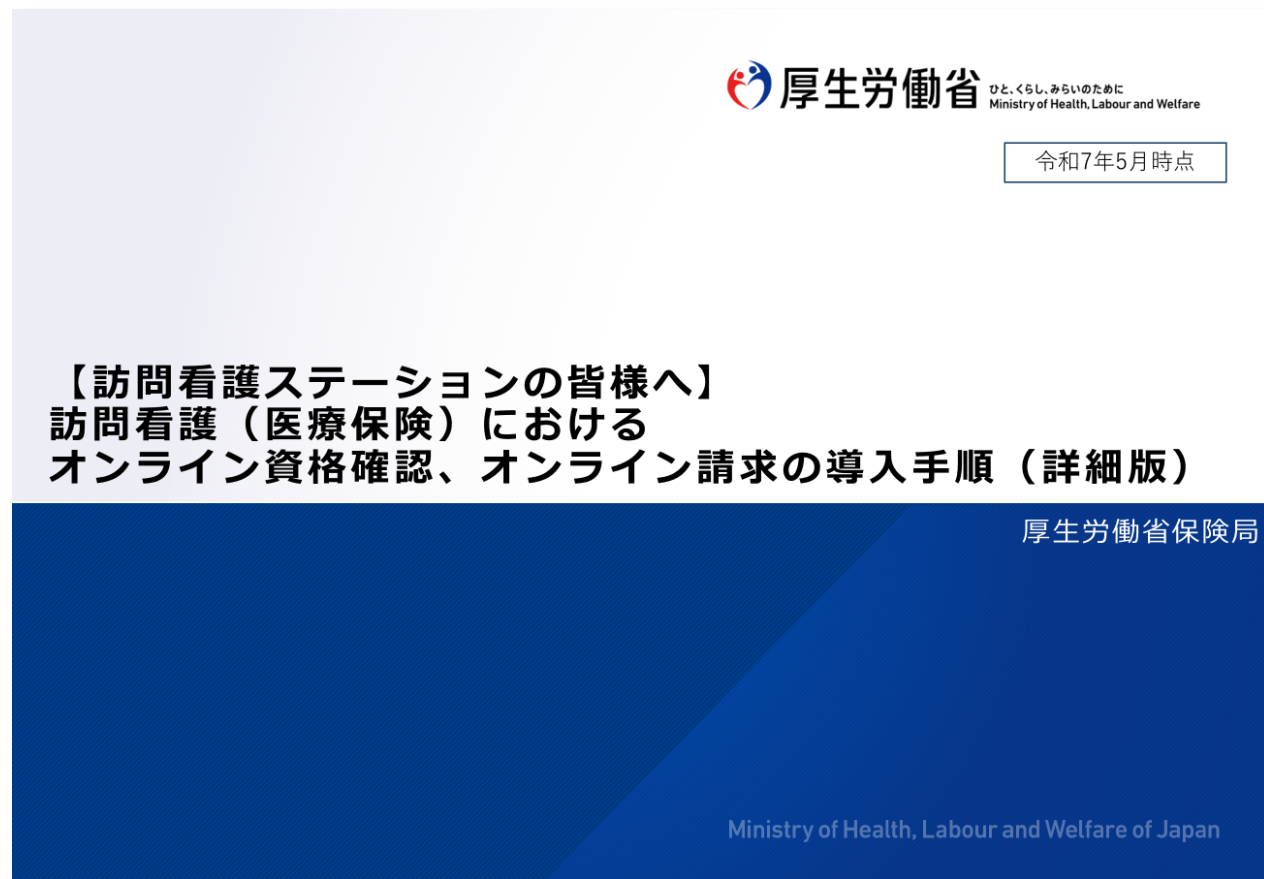
上記は一般的な準備のステップとなります。各ステーションにおけるシステムの導入の状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、まずは導入支援事業者※にご確認ください！※導入支援事業者に関してはP46をご参照ください。



シカク君

導入に向けた詳細

導入に向けた手順詳細につきましては、「訪問看護（医療保険）におけるオンライン資格確認、オンライン請求の導入手順（詳細版）」をご覧ください※。



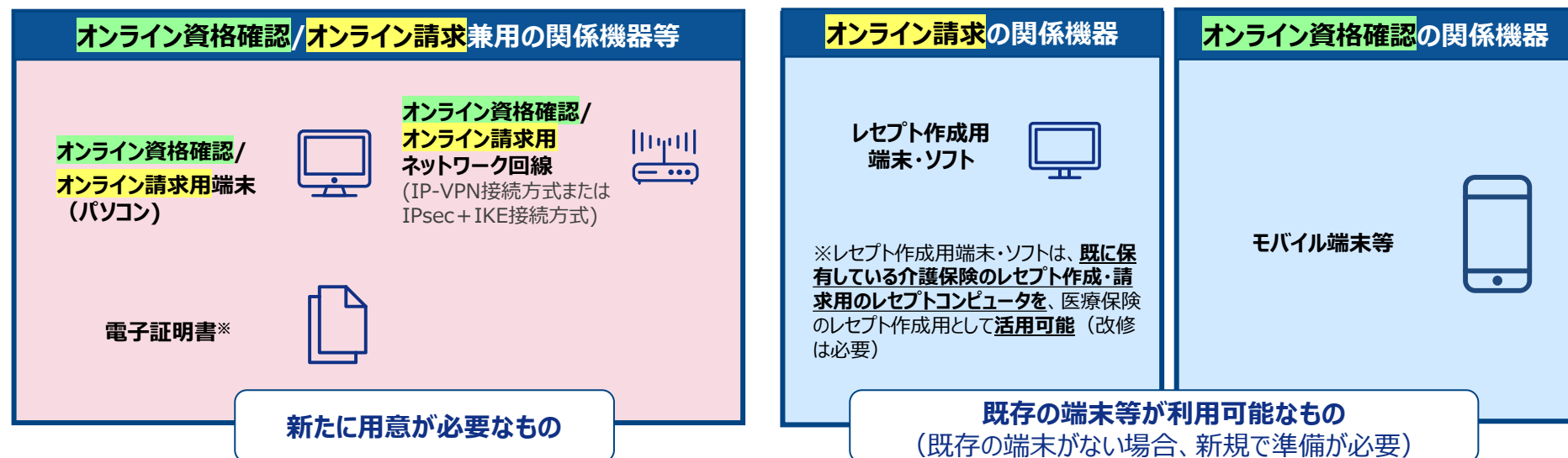
[訪問看護（オンライン資格確認・オンライン請求）の導入・運用方法 \(service-now.com\)](https://service-now.com)

※今後も情報のアップデートがあり次第、随時更新を予定しています。

<参考> オンライン資格確認・オンライン請求の関係

- オンライン請求は、レセプトを「紙」ではなく「電子」で作成し、ネットワーク回線によりオンラインで請求するものです。
- オンライン資格確認は、マイナンバーカードを用いて利用者の医療保険における直近の資格情報を確認する仕組みです。また、本人の同意に基づき、利用者自身の診療/薬剤情報等を閲覧することも可能です。
- オンライン資格確認用として用意した資格確認端末、ネットワーク、電子証明書は、オンライン請求と兼用可能です。

訪問看護ステーションに必要な機器等

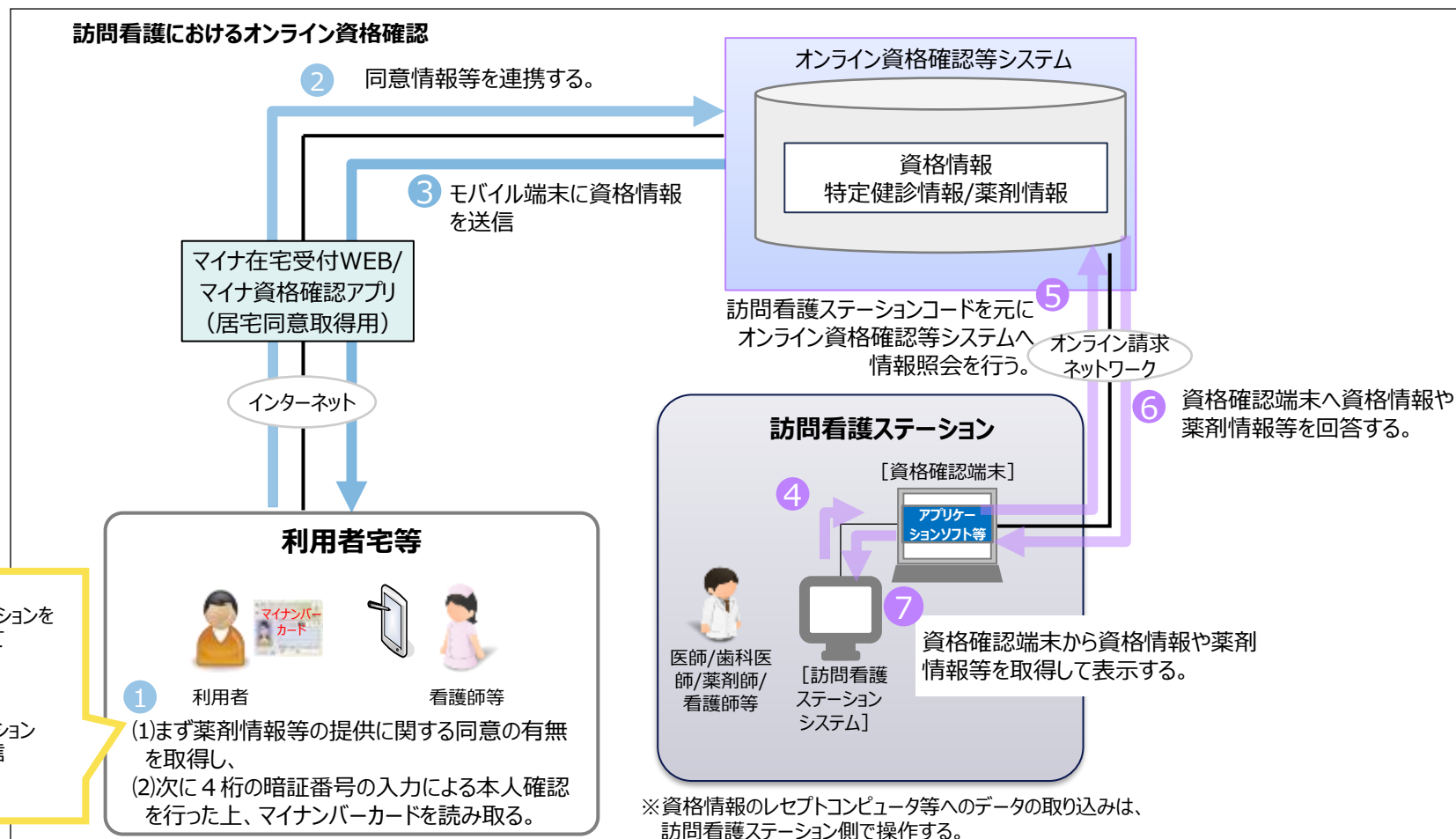


※ 電子証明書とは、使用する端末が、オンライン請求やオンライン資格確認における通信を許可された端末であることを証明するために必要なもので、医療機関等向け総合ポータルサイトから申請の上、ダウンロードすることにより取得します。

- オンライン資格確認導入後の
訪問看護における資格確認等の流れ

訪問看護におけるオンライン資格確認の仕組み（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 訪問看護では医療関係者が利用者宅等を訪問することから、利用者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該訪問看護ステーションとの継続的な関係のもと訪問看護が行われている間、訪問看護ステーションにおいて再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。
- ※ あらかじめ訪問看護ステーションにおいて、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した利用者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。



モバイル端末等に専用アプリケーションをインストールし、本人確認について

- ・ 目視確認
- 又は
- ・ 4桁の暗証番号の入力

のどちらかを選択できるアプリケーション（マイナ資格確認アプリ）を配信
 ※令和6年10月に実装

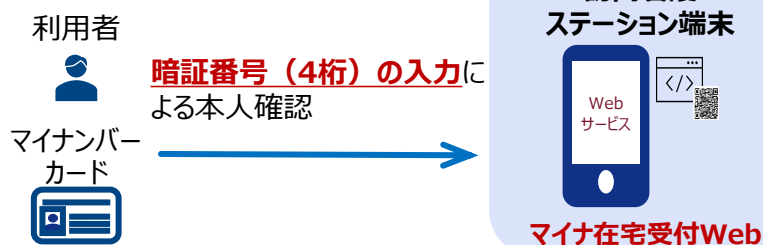
訪問看護における オンライン資格確認（暗証番号を用いない資格確認）

令和6年10月にマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）することで資格情報の確認ができるようになりました。

オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入後

- モバイル端末等から**Webサービス（マイナ在宅受付Web）**にアクセスして資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、**暗証番号（4桁）の入力**による本人確認。

資格確認の方法

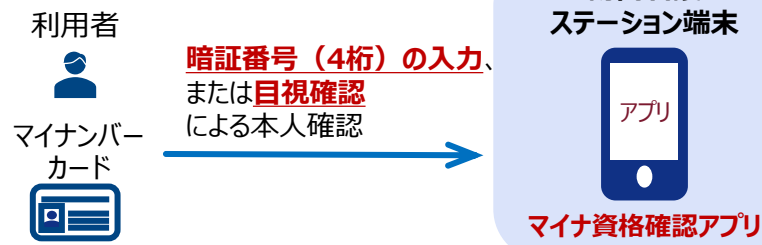


対応デバイス

- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット ※iPadは未対応

令和6年10月に実装

- モバイル端末等から**アプリ（マイナ資格確認アプリ）**を用いて資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、**暗証番号（4桁）の入力、またはマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）**することによる本人確認。



- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット ※iPadに対応

※ 引き続きWebサービス（マイナ在宅受付Web）をご利用いただくことも可能ですが、その場合、目視確認による本人確認や、iPadはご利用いただけません。

「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ」の違いについて

訪問看護ステーションでは「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ」のどちらもご利用いただけます。資格確認の方法や対応デバイスが異なりますので、ご利用したい機能やお手持ちの端末に応じてご利用ください。

	マイナ在宅受付Web（令和6年2月～）	マイナ資格確認アプリ（令和6年10月～）
本人確認の方法	・ 暗証番号（4桁）の入力による本人確認。	・ 暗証番号（4桁）の入力、またはマイナナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）することによる本人確認。
対応デバイス（端末）	・ ノートPC ・ スマートフォン ・ タブレット ※iPadは未対応	・ ノートPC ・ スマートフォン ・ タブレット ※iPadに対応
	「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ」では利用可能な端末が異なります。 詳細は以下URLからご確認ください https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011665	
ご利用方法	P22～26を参照 ※詳細な手順は以下URLからご確認ください https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365 2. 端末の設定や操作について知りたい方はこちら > ③ 操作マニュアル > G：マイナ在宅受付Webについての操作手順	P27～33を参照 ※詳細な手順は以下URLからご確認ください https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365 2. 端末の設定や操作について知りたい方はこちら > ③ 操作マニュアル > H：マイナ資格確認アプリのセットアップ作業と使い方

※マイナ資格確認アプリではマイナナンバーカードの健康保険証利用登録が可能です

- 「マイナ在宅受付Web」ご利用の場合

「マイナ在宅受付Web」の利用

訪問看護ステーションでの事前準備①：オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

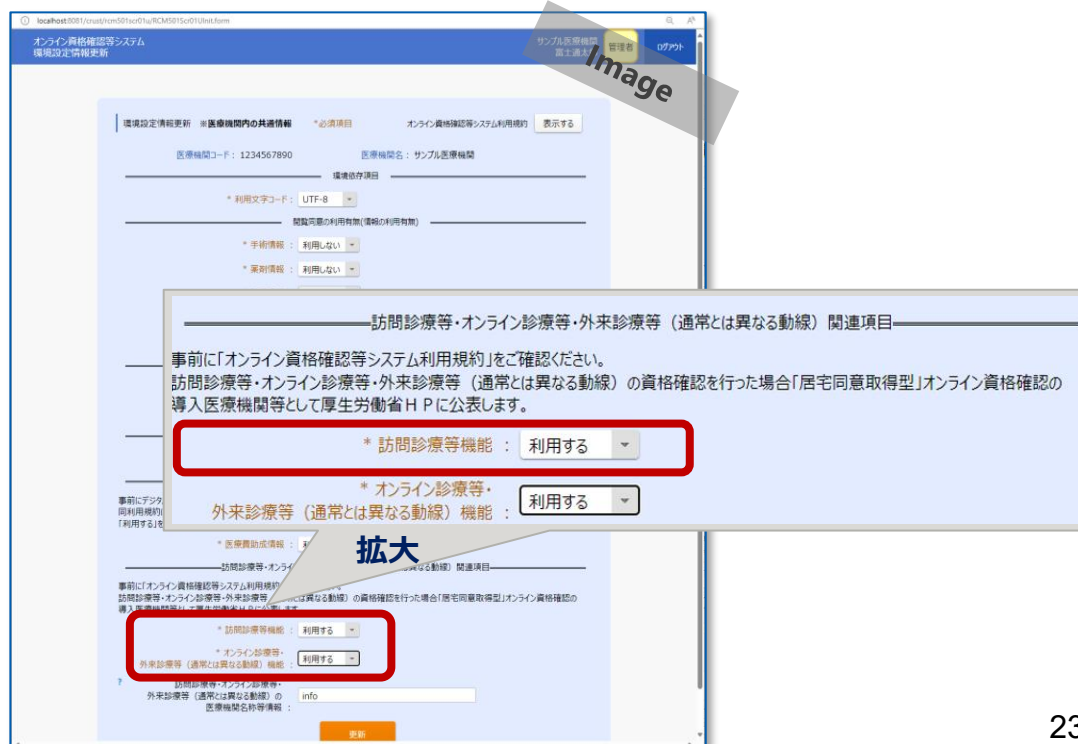
- 訪問看護ステーションの事前準備として、各訪問看護ステーション等の管理者により、「**訪問診療等機能**」を利用可能な設定にする必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。クリックすると、「環境設定情報更新」画面が開きます。
- 《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、**《訪問診療等機能》**を「利用する」に変更してください。

訪問看護ステーションでの事前準備①

①資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック



②《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《訪問診療等機能》を「利用する」に変更



「マイナ在宅受付Web」の利用

訪問看護ステーションでの事前準備②：URL・二次元バーコード取得方法

- 訪問看護ステーションの事前準備として、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成・取得する必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《マイナ在宅受付web管理》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリックします。クリックすると、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成します。
- 表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロードして、ご利用ください。

訪問看護ステーションでの事前準備②

①資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く
[メニュー]にある《マイナ在宅受付web管理》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリック



②表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロード



「マイナ在宅受付Web」の利用

初回訪問時に行う「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（1/2）

- マイナ在宅受付Webの資格確認において、(1)薬剤情報等の提供に関する同意取得、(2)マイナンバーカードによる本人確認、の順番で行います。
- 訪問看護ステーションのモバイル端末等から看護師等がWebサービス「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、はじめに、薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択します。(1)なお、看護師等が画面を見せながら利用者から同意の有無を確認し、入力していただくことは差し支えありません。
- 利用者において、登録する同意情報の内容を確認します。(1)

利用者宅等

①訪問看護ステーションのモバイル端末等を利用して、看護師等が「マイナ在宅受付Web」へアクセス

訪問看護ステーション
のモバイル端末等



(読み取り機能付き)

※ モバイル端末等のセキュリティ対策について、ウイルス対策ソフトのインストールなどご留意ください。

薬剤情報等の提供に関する同意取得（マイナ在宅受付Web）

②薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択

オンライン資格確認Web
訪問診療等

メニュー

同意登録の準備と開始

「同意登録に必要な準備」が完了した後、「同意登録をする」ボタンから同意手続きを開始してください。

過去に完了した同意内容の確認・更新をした場合は、右上のメニューボタンから、「すべての同意を取消す」または「同意照会・更新」を押してください。

同意登録に必要な準備

同意登録には、マイナンバーカードのご用意とマイナンバーカードへの保険証の登録を済ませていただく必要があります。

1 マイナンバーカードの準備

同意登録にはマイナンバーカードが必要です。お手元にご準備ください。

2 マイナンバーカードへの保険証の登録

本システムのご利用にはマイナンバーカードへの保険証の登録が必要です。まだ登録がお済みでない方は、[マイナポータルサイト](#)にて登録するようにお願いします。

同意登録をする

〇〇〇〇〇〇医療機関

1 入力 2 確認 3 完了

同意登録

あなたの健康・医療情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。
※この同意は、当機関から継続的に診療等を受ける一定期間、有効です。

すべての項目に同意する

同意項目については、以下の項目をご確認ください。
※ ? を押すと各項目の詳細をご確認ください。

手術情報の提供 ?

同意する × 同意しない

診療情報および薬剤情報の提供 ?

同意する × 同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象) ?

※ 40歳未満の方は「同意しない」を選択してください。

同意する × 同意しない

限度額情報の提供 ?

同意する × 同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供 ?

同意する × 同意しない

すべての項目に同意する

同意内容を確認する

1 入力 2 確認 3 完了

同意登録内容の確認

画面下にある「同意内容を登録する」ボタンを押してください。

登録内容

手術情報の提供
同意しない

診療情報および薬剤情報の提供
同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象)
同意しない または 40歳未満

限度額情報の提供
同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供
同意しない

同意内容を登録する
マイナンバーカードの利用者証明電子証明書のパスワードを入力していただきます

選択内容を修正する
前の画面に戻ります

次頁
へ

「マイナ在宅受付Web」の利用

初回訪問時に行う「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（2 / 2）

- 訪問看護ステーションのモバイル端末等にあらかじめインストールした「マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）」に遷移した後に、利用者が4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）（2）。なお、看護師等が4桁の暗証番号を入力する以外の操作（マイナンバーカードをかざす等）の補助を行うことは差し支えありません。
- 薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- その後、看護師等は利用者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

本人確認（マイナポータル）

③利用者が4桁の暗証番号を入力し、利用者がマイナンバーカードをかざす



※ 利用者が暗証番号を入力するときは他人から暗証番号がのぞかれないようにご注意ください。

同意登録、資格確認

④同意登録が完了、看護師等が資格情報を確認



- ・「マイナ資格確認アプリ」ご利用の場合

「マイナ資格確認アプリ」の利用

訪問看護ステーションでの事前準備①：オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

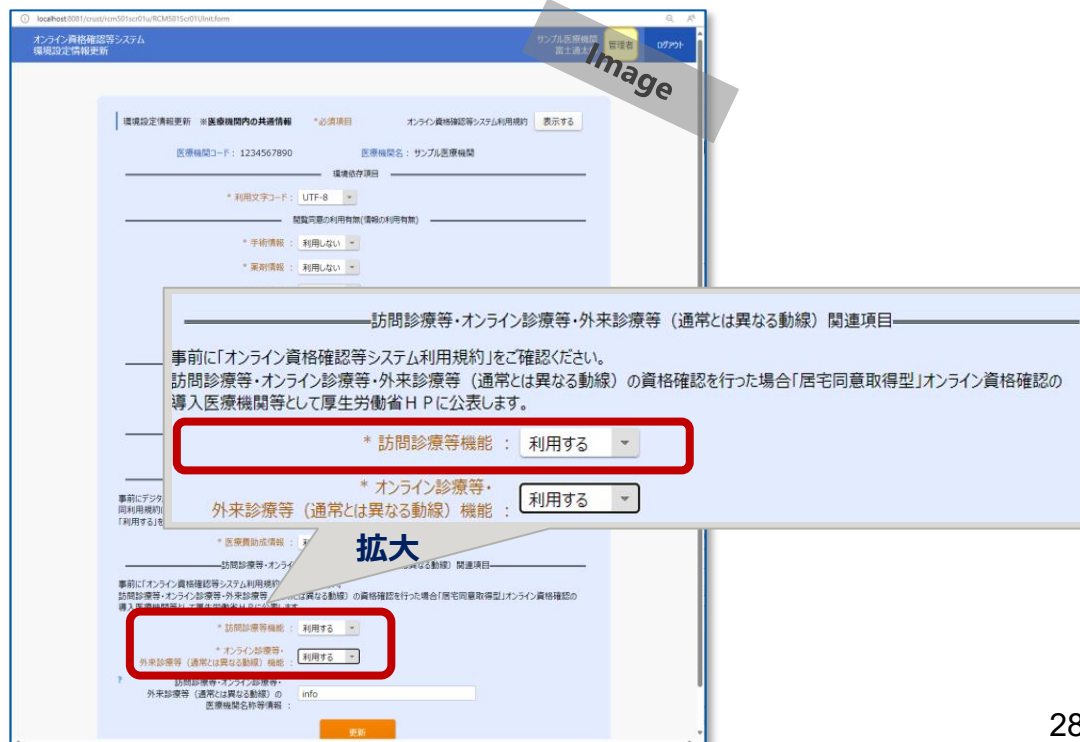
- 訪問看護ステーションの事前準備として、各訪問看護ステーション等の管理者により、「**訪問診療等機能**」を利用可能な設定にする必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。クリックすると、「環境設定情報更新」画面が開きます。
- 《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《**訪問診療等機能**》を「利用する」に変更してください。

訪問看護ステーションでの事前準備①

①資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック



②《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《訪問診療等機能》を「利用する」に変更





「マイナ資格確認アプリ」の利用

訪問看護ステーションでの事前準備②：アクティベーションコードの発行

- 「マイナ資格確認アプリ」をご利用いただく場合は、各訪問看護ステーションの事前準備としてモバイル端末の初期設定を行う必要があります。初期設定を行うためには、まず、資格確認端末のオンライン資格確認等システムからアクティベーションコードを発行します。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーションコード管理》をクリックします。
- 端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリックします。
- アクティベーションコードが発行されます。発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用してください。

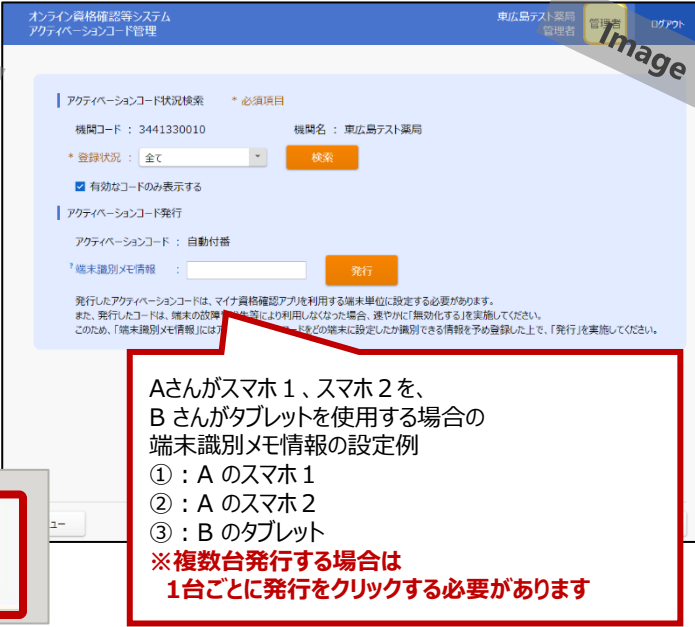
訪問看護ステーションでの事前準備②

① 資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く

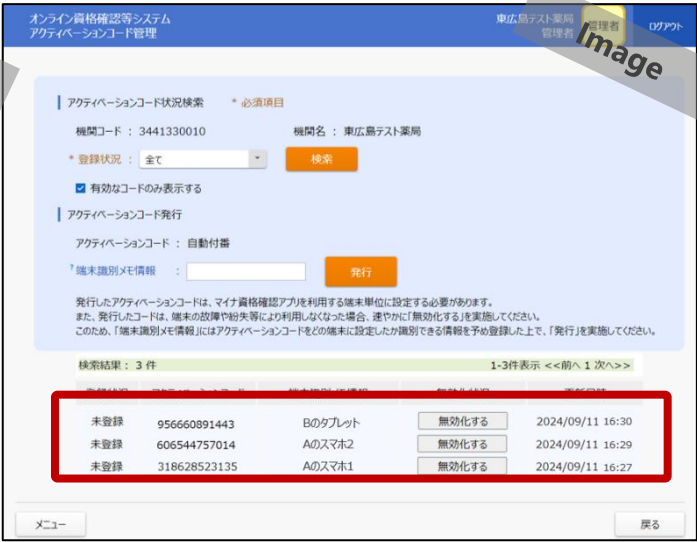
[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーションコード管理》をクリック



② 端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリック



③ アクティベーションコードが発行される ※発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用



【手順書・マニュアル】の一覧 (service-now.com)

詳細は操作マニュアル（管理者編）「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」の「2 アクティベーションコードの発行」を参照



「マイナ資格確認アプリ」の利用

訪問看護ステーションでの事前準備③：一般または医療情報閲覧アカウントの作成

- 「マイナ資格確認アプリ」をご利用いただくためには「一般アカウント」または「医療情報閲覧アカウント」を作成する必要があります。複数端末でアプリを利用する場合は、利用する端末分のアカウントを作成してください。
- オンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理（登録）》をクリックします。
- 権限区分、ユーザーID、ユーザ名、ユーザ名（カナ）、利用開始年月日を入力し、《登録》をクリックします。
- 作成したアカウントでオンライン資格確認等システムにログインします。一度もアカウントにログインしていないと、アプリを利用することができないためご注意ください。

訪問看護ステーションでの事前準備③

① 資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く

[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理（登録）》をクリック



② 各項目を入力し、《登録》をクリック



入力内容	
入力情報	説明
権限区分	「一般利用者」または「医療情報閲覧」を選択
ユーザーID	任意の半角英数字を入力 ※2桁以上8桁以下
ユーザー名	任意の名称を入力
ユーザー名(カナ)	任意の名称を入力
利用開始年月日	利用開始年月日を入力

「手順書・マニュアル」の一覧 (service-now.com)

詳細は操作マニュアル（管理者編）「第2章 アカウントを管理する」の「2 アカウントを登録する」を参照



「マイナ資格確認アプリ」の利用 訪問看護ステーションでの事前準備④：マイナ資格確認アプリの初期設定

- 訪問看護ステーションのモバイル端末等にApp StoreやGoogle Play等より「マイナ資格確認アプリ」をダウンロードします。
- マイナ資格確認アプリの利用規約を確認・同意します。
- 機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリックします。
- 今後「マイナ資格確認アプリ」のログイン時に使用する4桁のパスコードを入力し、初期設定の完了です。

訪問看護ステーションでの事前準備④

①App StoreやGoogle Play等より「マイナ資格確認アプリ」をダウンロード

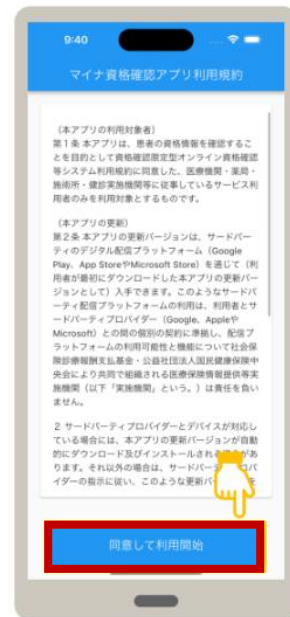


iOS



Android

②利用規約を確認・同意



③機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリック



入力内容

入力情報	説明
機関コード	10桁の訪問看護ステーションコード
ID	オンライン資格確認等システム「一般アカウント」「医療機関情報閲覧アカウント」アカウントのID
パスワード	オンライン資格確認等システム「一般アカウント」「医療機関情報閲覧アカウント」アカウントのパスワード
アクティベーションコード	オンライン資格確認等システムから発行したアクティベーションコード

④ログイン時のパスコードを入力



【手順書・マニュアル】の一覧 (service-now.com)

医療機関等向け_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方を参照

「マイナ資格確認アプリ」の利用

初回訪問時に行う「マイナ資格確認アプリ」を用いた資格確認等の手順（1/2）



- マイナ資格確認アプリでの資格確認において、(1)薬剤情報等の提供に関する同意取得、(2)マイナンバーカードによる本人確認、の順番で行います。
- 訪問看護ステーションのモバイル端末等から看護師等が「マイナ資格確認アプリ」を開き、生体認証、又はパスコードでログインします。
- 薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択します。(1)なお、看護師等が画面を見せながら利用者から同意の有無を確認し、入力していただくことは差し支えありません。
- 利用者において、登録する同意情報の内容を確認します。(1)

利用者宅等

① 訪問看護ステーション等のモバイル端末等を利用して、看護師等が「マイナ資格確認アプリ」を開き、生体認証、又はパスコードでログインする



薬剤情報等の提供に関する同意取得

② 薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択



※ モバイル端末等のセキュリティ対策について、ウイルス対策ソフトのインストールなどご留意ください。

「マイナ資格確認アプリ」の利用

初回訪問時に行う「マイナ資格確認アプリ」を用いた資格確認等の手順（2 / 2）



- ・ 看護師等がマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）または、利用者が4桁の暗証番号を入力し、利用者がマイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）（2）。なお、看護師等が4桁の暗証番号を入力する以外の操作（マイナンバーカードをかざす等）の補助を行うことは差し支えありません。
- ・ 薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- ・ その後、看護師等は利用者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

本人確認

③看護師等がマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）または、利用者が4桁の暗証番号を入力し、利用者がマイナンバーカードをかざす

目視による本人確認

設定中の本人確認の方法

マイナンバーカードの券面で目視確認



暗証番号認証



同意登録、資格確認

④同意登録が完了、看護師等が資格情報を確認

同意登録結果

1 入力 2 確認 3 完了

登録内容	
手術情報の提供	☒ 同意する
診療情報および薬剤情報の提供	☒ 同意する
特定健診等情報の提供	☒ 同意する
限度額情報の提供	☒ 同意する
特定疾病療養受療証情報の提供	☒ 同意する
処方箋の発行方法	電子処方箋を希望

資格情報		確認日: 2023年12月01日
保険者番号	12345678	
保険者名	限定資格保険組合	
記号	1234	
番号	12345678	校番 2
フリガナ	シカク タロウ	
氏名	資格 太郎	

裏面記載情報

高齢受給者証

限度額適用認定証

特定疾病療養受療証

閉じる

※ 目視による本人確認と暗証番号認証を切り替える場合は、同意設定画面右上の⚙️より設定を変更してください

※ 利用者が暗証番号を入力するときは他人から暗証番号がのぞかれないようにご注意ください。

- 「マイナ在宅受付Web」「マイナ資格確認アプリ」
資格情報の確認・再照会の手順

初回訪問後に行うこと 「資格情報の確認」の手順

- 初回訪問時に資格情報の取得・同意登録が正常に完了した後、訪問看護ステーションのレセプトコンピュータ等を用いて、訪問看護ステーションコードを元に利用者の被保険者番号等を取得できます。また、訪問看護ステーションごとに任意で照会番号を登録することで次回の訪問前の照会をスムーズに行うことができます。

資格情報の照会・結果確認

①レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の照会・結果確認

患者情報

登録

シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・技番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号 1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号 2	XXX-XXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

照会番号登録

②訪問看護ステーションごとに任意で照会番号を登録し、 次回の訪問前の照会をスムーズに行うことも可能



※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異があります。

2回目以降の訪問前に行うこと 「再照会」の手順

- 2回目以降の訪問前（継続的な訪問看護が行われている間）に、利用者の最新の資格情報と利用者の同意に基づき薬剤情報等の閲覧（再照会）を行う際は、レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成します。
- 作成したファイルをオンライン資格確認等システムにアップロードし、アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロードしてください。
- 薬剤情報等を閲覧する際は、レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力してください。利用者から同意を取得している場合のみ、薬剤情報等を閲覧することができます。

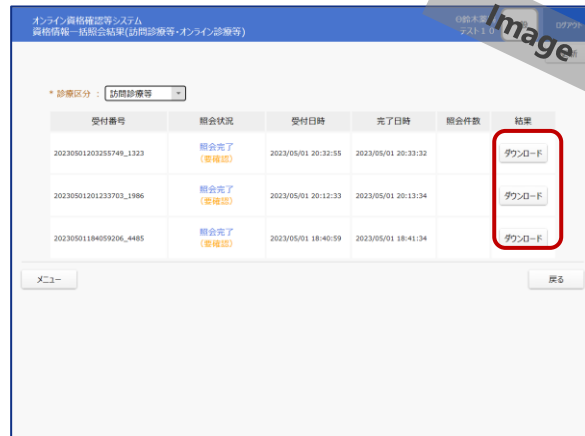
訪問する利用者情報をアップロード

①レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



照会結果を確認・ダウンロード

②アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



薬剤情報等の閲覧

③レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力し、利用者の情報を検索



※「継続的に訪問看護が行われている間」とは、レセプト請求の審査結果等を活用してシステム上で確認しています。初回訪問から、3か月を経過する日の属する月の末日まで再照会機能を利用することが可能であり、更にこれを継続する場合には、初回訪問から診療等が毎月継続していることがレセプト請求の審査結果から確認できる必要があります。

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。
[オンライン資格確認・電子処方箋 - 「手順書・マニュアル」の一覧 \(service-now.com\)](https://service-now.com)

【目次】

1. 訪問看護におけるオンライン請求・オンライン資格確認の概要
2. 導入までの作業の流れ
3. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
4. ポスター・リーフレット等について
5. ホームページ・お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 利用者がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションを確認できるよう、厚生労働省ＨＰにオンライン資格確認導入済み訪問看護ステーションのリストを掲載することといたしました。
- このリストに掲載するため、訪問看護ステーションにおかれては、オンライン資格確認の導入・運用開始の準備作業が完了した時点で、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインをして、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページより、運用開始日の入力を行っていただきますようお願いします。
- なお、運用開始日を入力することは、「訪問看護医療ＤＸ情報活用加算」の届出に係る要件の一つとなっています。

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションはこちら

対象の訪問看護ステーションについては、徐々に拡大していく予定です。

▶  [居宅同意取得型のオンライン資格確認を導入済みの訪問看護ステーションリスト（マイナンバーカードの健康保険証利用に対応）](#) [127KB]  (2024年9月29日)

※本リストは訪問看護ステーションからの届出をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の訪問看護ステーションの事情によって変わることがございます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 運用開始日入力は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインの上、以下の手順で行うことができます。

「各種申請一覧」を押下

はしめに
概要について
知りたい方はここをクリック

導入・運用
導入・運用について
知りたい方はここをクリック

手帳書・マニュアル
手帳書・マニュアルについて
知りたい方はここをクリック

利用申請について
利用申請について
知りたい方はここをクリック

補助金について
補助金について
知りたい方はここをクリック

お知らせ
お知らせについて
知りたい方はここをクリック

よくある質問
FAQについて
知りたい方はここをクリック

各種申請一覧
各種申請を行う方はここをクリック

お問い合わせ先
お問い合わせ先について
知りたい方はここをクリック

「オンライン資格確認の申請はこちら」を押下

KB0011373

【訪問看護】オンライン資格確認・オンライン請求の各種申請について

更新者：一般職員11・前 4 か月前・表示回数：80584・★★★★☆

・オンライン資格確認に関する各種申請を実施していただくには下記ボタンをクリックしてください。

オンライン資格確認の申請はこちら

・オンライン請求に関する各種申請を実施していただくには下記ボタンをクリックしてください。

オンライン請求の申請はこちら

「運用開始日登録」を押下

オンライン資格確認
オンライン資格確認に関する情報について確認いただけます

利用開始・変更申請
こちらからオンライン資格確認の利用申請を実施いただけます。

資格情報ダウンロード
こちらからオンライン資格確認の資格情報をダウンロードいただけます。

運用開始日登録
こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

電子証明書発行申請
こちらから電子証明書の発行の個別申請・申請照会を実施いただけます。

補助金申請
こちらからオンライン資格確認の補助金を申請いただけます。

交付決定通知書ダウンロード
こちらからオンライン資格確認の交付決定通知書をダウンロードいただけます。

経過措置申請
こちらからオンライン請求及びオンライン資格確認導入の進捗届出を申請いただけます。

バナーを押下

「運用開始日入力欄」を入力し、送信

「オンライン資格確認の運用開始日」の登録手順

①下記のバナーをクリックしログイン（ログイン済の方は「運用開始日登録」へ）

オンライン資格確認の導入準備が完了した方は
「運用開始日入力」が必要です

運用開始日入力はここから

ポータルサイト

事業別トップメニュー お知らせ よくある質問 マイリスト

ホーム > 業務 > オンライン資格確認 > 運用開始日登録

検索

運用開始日登録
こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

* 必須

利用状況

ステータス
利用可

運用開始日入力欄

* 運用開始日
オンライン資格確認の運用開始日（又は運用開始予定日）を選択（入力）してください。 *

YYYY-MM-DD

送信

【目次】

1. 訪問看護におけるオンライン請求・オンライン資格確認の概要
2. 導入までの作業の流れ
3. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
4. ポスター・リーフレット等について
5. ホームページ・お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について（1/2）

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための利用者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ利用者宅等での周知にご活用ください。

施設掲載用ポスター

とっても簡単！マイナンバーカード 訪問看護版

1 同意の確認
診療・薬・健診情報の利用について確認してください。

2 本人確認
4ケタの暗証番号を入力してください。

3 資格確認
マイナンバーカードを読み取らせてください。

4 確認完了
カードをご利用ください。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

利用者配付用リーフレット（概要版）

訪問看護を利用する際は、マイナ保険証が資格確認書をご提示ください
※従来の健康保険証の有効期限は終了しました

とってもカンタン！ぜひマイナンバーカードをご利用ください

1 同意の確認
診療・薬・健診情報の利用について確認してください。

2 本人確認
4ケタの暗証番号を入力してください。

3 資格確認
マイナンバーカードを読み取らせてください。

4 確認完了
カードをご利用ください。

（更新時の申請は不要）

- マイナ保険証をお使いの場合は、マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。
- ※券面に記載がない場合の有効期限は、発行から5回目の誕生日までです。
- マイナポータルでも確認できます。

0120-95-0178

利用者配付用リーフレット(マイナ保険証のメリット)

訪問看護を利用されている方へ

マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください

※看護婦等が準備したモバイル端末等で読み取ります。

健康保険証として利用するメリット

- 一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基いたより良い訪問看護が受けられます
- 訪問看護ステーションを利用する際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の健康・医療情報に基づいたより適切な看護などにつながります。
- 高額療養費制度を活用する場合の書類での事前申請が不要になります
- 高額な医療費が発生した場合でも、事前の申請をせずに高額療養費制度が適用され、一定額以上の支払いが不要になります。
- 訪問看護での資格情報（医療保険）の毎回の提示が不要になります
- 訪問看護を継続的に利用している場合、訪問看護ステーション内で資格情報を確認できるため、毎回提示する必要がなくなります。

報連携について

提供することに同意すると、ことができます。

ン内で必要に応じて閲覧しています。

しません。また、提供した診ることはなく、個人情報の

特定健診情報のサンプルイメージ

23年3月27日 1 / 2ページ

番号 12345678
健康保険証番号 1234567
健康保険証番号 12345
健康保険証番号 00

（例）診療・薬剤の情報

1回
10分 1回分
1回
1回
1回

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【特定健診情報】

実施日	健診結果 判定値 ¹⁾	2023/02/01	2023/02/01	2023/02/01	2023/02/01	2023/02/01
年齢	173.6	173.6	173.6	173.6	173.6	173.6
身長	76.2	76.2	72	74.4	76.2	76.2
体重	94.8	91.9	93	92.1	94.8	94.8
血圧	—	—	—	—	—	—
脂質代謝異常 ²⁾	—	—	—	—	—	—
血糖値	25.2	24.7	23.9	24.8	25.2	25.2

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001262396.pdf>

このポスターは「訪問看護医療DX情報活用加算」の提示する施設基準を満たします。



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001305315.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001370308.pdf>



訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について（2/2）

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための利用者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ利用者宅等での周知にご活用ください。

利用者配付用リーフレット
(マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み方法)

利用者配付用リーフレット
(マイナンバーカードの申請方法)

よくある質問～マイナ保険証について～

ぜひ健康保険証として
マイナンバーカード
をご利用ください

マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方は、お手持ちのスマートフォン※から以下の手順でご登録ください。
※看護師等が準備したモバイル端末等でも登録可能です。登録後、必ずログアウトしてください。

STEP1 必要なものを準備する

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナアプリ」(旧マイナポータルアプリ)のインストール

STEP2 マイナアプリ(旧マイナポータルアプリ)を起動しログイン

- 4桁の暗証番号の入力
- マイナンバーカードの読み取り

STEP3 健康保険証の利用登録

- 画面の通り進め、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押す

完了!

- 健康保険証としてご利用いただけます。

訪問看護を利用する際は、**マイナ保険証が資格確認書をご提示ください**
※従来の健康保険証の有効期限は終了しました

詳しくは厚生労働省Webサイトで確認いただけます。
詳しくは 厚生労働省 マイナ保険証

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードとは？
対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類

お手持ちのマイナンバーカードが有効期限切れの場合は、お手持ちのマイナンバーカードを再発行する必要があります。

4つの申請方法の手順はこちら

スマートフォン

- 1 スマートフォンで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書の二次元コードを読み取る
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが画面に届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが画面に届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

証明写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざす
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

郵便

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

交付申請書がない場合は、マイナンバーカードを再発行してください。

裏面に続く

よくある質問～マイナ保険証について～
令和7年4月版

利用者等からマイナ保険証のメリットや仕組みについて質問した際の回答の参考としてご利用ください。

Q マインナンバーカードって安全なの？

マイナカードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されず、偽造防止などにも対応した万全なセキュリティ対策が施されています。
マイナカードを紛失、または盗難に遭った際は、24時間365日いつでも電話ですぐにマイナンバーカード機能の一時利用停止の手続きができます。(マイナンバーカード総合窓口：0120-95-0178)また、紛失や盗難の場合、原則1週間後マイナンバーカードを再交付できる「特急発行・交付制度」を利用することができます。

Q マインナンバーカードってどうやってつくるの？

スマートフォン・パソコンからの申請以外にも、証明写真機からの申請や郵便での申請が可能です。また、施設や個人宅等に市区町村の職員が訪問し、申請のサポートを実施している自治体もありますので、詳しくは「マイナンバーカードの申請方法」の資料をご確認ください。なお、市区町村の窓口にてご来庁ください。

※マイナンバーカードの交付申請書の記入が困難な場合には、介護者等の代筆のうえ、ご本人が押印を行うことで、有効なものとして認められます。

Q マインナンバーカードを健康保険証利用することで、利用者側のメリットはあるの？

医療機関（診療・薬剤・特定診療情報）に基づいたより良い診療を受けやすくなり、高額療養費減額を受ける場合の減額での事前申請が不要となり様々なメリットがあります。また、救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先や病院で活用されます。

Q 毎回マイナ保険証を提示する必要があるの？

マイナ保険証で受付をした場合、毎回の提示は不要です。継続的に訪問看護が行われている間、訪問看護ステーション内で資格情報を確認するため、毎回提示する必要がなくなります。

Q 「電子証明書が失効しています」と表示されました。どうすれば良いですか？

「電子証明書が失効しています」と表示された場合は、訪問看護等において、マイナ保険証としてご利用できません。そのため、有効期間満了日の3か月前に、ご本人の住所が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、電子証明書の更新についての案内が送付されるほか、訪問看護等の資格確認の際に、マイナを有効にWebやマイナ資格確認アプリ画面で、有効期間が切れている旨のメッセージが表示されます。こうした案内を受け取り、速やかに手続きを行っていただくようお願いしております。

なお、電子証明書の有効期限が切れた方であっても、有効期限が切れた日から3ヶ月間は健康保険証としてご利用いただける措置を行います。ただし、この間、保険資格情報共有のため、診療情報・薬剤情報等を提供することはできません。健康保険証以外のマイナンバーカードの機能（マイナポータル、ロケータ機能）での住民票等の交付サービス）は、お使いいただけます。速やかに住民のある市区町村窓口にて電子証明書の再発行手続きをしてください。

また、マイナ保険証を保有している方であっても、マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）は、申請により、資格確認書を無償で交付します。75歳以上の方には、指定的な運用として、従来の健康保険証が失効する方に対して、マイナ保険証をお持ちの場合も、資格確認書を無償で申請により交付します。

令和6年12月2日時点でお手元にある有効な健康保険証は、最長1年間(令和7年12月1日まで)使用することができます。
※有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合、転居・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限までとなります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001305319.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001477792.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001477683.pdf>



【目次】

1. 訪問看護におけるオンライン請求・オンライン資格確認の概要
2. 導入までの作業の流れ
3. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
4. ポスター・リーフレット等について
5. ホームページ・お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

ホームページのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは訪問看護(医療保険分)におけるオンライン資格確認、診療報酬情報提供サービスでは訪問看護レセプト(医療保険請求分)におけるオンライン請求に関する最新情報を発信しています。定期的に下記2つのホームページへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続(利用申請・補助金申請等)を行うための総合ポータルサイトです。

**新規ユーザー登録はこちら**
初めてご利用になれる方はこちらから

**ログインはこちら**
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

**医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら**

**お知らせ**

**よくある質問**

**お問い合わせ先**

**オンライン資格確認
オンライン請求**

**電子処方箋管理サービス**

**電子カルテ情報共有サービス**

医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

診療報酬情報提供サービス

-- Various Information of Medical Fee --

[トップページ](#) [診療報酬改定 NEW](#) [基本マスター関連](#) [レセプト電算処理関連](#) [薬剤分類情報閲覧システム](#) [その他](#)

訪問看護レセプト(医療保険請求分)の電子化に関する情報

訪問看護ステーションにおけるオンライン請求(医療保険分)とオンライン資格確認は、令和6年6月(オンライン請求は令和6年7月請求分)から開始となり、令和6年12月2日(オンライン請求は令和6年12月請求分)から義務化となります。

本ページにおいては、訪問看護(医療保険分)のオンライン請求に関する内容について主にシステムベンダ向けに整理した資料を掲載しています。

なお、訪問看護におけるオンライン資格確認・オンライン請求に関する最新の情報については、[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)に掲載しておりますので、適宜、ご確認ください。

1 記録条件仕様(訪問看護)

記録条件仕様とは、電子レセプトの規格や授受方法、また、記録する項目内容、記録順序、長さ、属性といったファイルの構成を定めたものです。

2 標準仕様(訪問看護)

標準仕様とは、訪問看護レセプトコンピュータによって電子レセプトを作成する際のエラーチェック等の仕様に一定の基準を定めたものです。

診療報酬情報提供サービス



https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece_nursing_menu.jsp

お問い合わせ先のご案内

ご不明な点がございましたら、以下のサポートデスクにお問い合わせをお願いします。お問い合わせ先は、**オンライン資格確認**と**オンライン請求**で異なりますので、ご注意ください。自施設に適した必要な機器や具体的な導入のスケジュール調整などは**導入支援事業者等**へご相談ください。

オンライン資格確認等 コールセンター

(医療保険分)
オンライン資格確認の
概要・各種届出書類

導入・準備に係る対応
(例:モバイル端末等)

運用テストに係る対応や
スケジュールの詳細

オンライン資格確認/オン
ライン請求の兼用端末

電子証明書に係る対応

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)
- **電話番号:** 0800-080-4583 (通話無料)
※お問い合わせの際には、はじめに訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

お問い合わせフォーム



- **操作手順**
返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

オンライン請求 サポートデスク ・ヘルプデスク

オンライン請求システムの
操作、オンライン請求用端
末の設定

ネットワーク回線

電話



- **営業時間:** 平日8:00～21:00 休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む
(8日から10日は8時から24時、13日から月末は9時から17時 いずれも休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む)
- **電話番号:** 0120-60-7210 (通話無料)

電話



- **営業時間:** 平日9:00～17:00 休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む
(5日から7日は8時から21時、8日から10日は8時から24時 いずれも休日(土曜日、日曜日及び祝日)を含む)
- **電話番号:** 0120-220-571 (通話無料)

お問い合わせ先のご案内

訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求の導入に当たっては、まず①オンライン資格確認の導入支援事業者及び②現在契約しているレセプトコンピュータ事業者にご相談ください。

#	導入支援事業者名	商品紹介URL等	対象エリア	導入までにかかる期間	問い合わせ先
1	リョーサン菱洋株式会社	https://ryoyo-embedded-solutions.jp/onlineshikaku/	全国（離島、山岳地区は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：050-1706-2965 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
2	リコージャパン株式会社	https://www.ricoh.co.jp/products/list/ricoh-online-eligibility-verification-system/visiting-nursing	全国（離島、山岳地区は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：0120-892-111 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ※下記の「お問い合わせフォーム」でご連絡いただきますと、後のご連絡がスムーズです。 ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
3	株式会社NTTデータ中国	https://www.healthcare-on-demand.jp/onshi/houkan.html	全国（離島、山岳地区は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：082-567-4810 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○メール： houkan@its-center.net
4	NTT東日本（東日本電信電話株式会社）	https://business.ntt-east.co.jp/content/online-shikakukakunin/hokan.html	NTT東日本エリア	約2か月	○電話番号：0120-087-033 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
5	NTT西日本（西日本電信電話株式会社）	https://www.ntt-west.co.jp/smb/online-shikaku/houmonkango/	NTT西日本が提供するフレッツ光サービスの提供エリア	約3～4か月	○電話番号：0120-087-033 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
6	株式会社C・S・R	https://csresolution.jp/wp-content/themes/csr/images/business/nurse-online-license.pdf	全国（沖縄県・離島・山岳地区は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：03-6907-3017 受付時間：平日9:00～18:00（年末年始を除きます） ○メール： onshi@csresolution.jp

※ 導入支援事業者においては、オンライン資格確認を導入するためのパッケージ商品（オンライン資格確認のために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービス）の販売しています。

※ 導入にかかる期間は契約内容や訪問看護ステーションの環境によって異なります。

【目次】

1. 訪問看護におけるオンライン請求・オンライン資格確認の概要
2. 導入までの作業の流れ
3. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
4. ポスター・リーフレット等について
5. ホームページ・お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

よくあるご質問

Question

Q 1 .利用者がマイナンバーカードを保有していない場合はどうすればいいですか？

A.マイナンバーカードを保有していない場合は、資格確認書※により資格確認を行うこととなります。

※ 資格確認書は、マイナ保険証を保有していない方全てに対して、当分の間、無償で申請によらず交付。

Q 2 .マイナンバーカードを読み取れない場合はどうすればいいですか？

A.何らかの事情によりマイナンバーカードが読み取れない場合は、

①マイナンバーカードと資格情報のお知らせ

②マイナンバーカードとマイナポータルの資格情報画面（ダウンロードしたものを含む）

の確認による対応が可能です。

Q 3 .薬剤情報等の提供の同意を取得できなかった場合はどうなりますか。

A.薬剤情報等の医療情報については、マイナンバーカードを利用した本人確認を行った上で、利用者から同意を得た場合に提供されます。マイナンバーカードによる本人確認または利用者の同意がなかった場合は、提供されません。

よくあるご質問

Question

Q3.訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始前でも、訪問看護（医療保険分）のオンライン資格確認を始めることはできますか？

A. オンライン資格確認に必要な機器等を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能です。また、オンライン資格確認用として導入した機器等の一部は、オンライン請求との兼用が可能です。

Q4.訪問看護（医療保険分）のオンライン資格確認及び訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求にて利用するネットワーク回線の安全性は担保されていますか？

A. 訪問看護（医療保険分）のオンライン資格確認及び訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求で使用する回線は、訪問看護ステーションとオンライン資格確認等システムや審査支払機関のオンライン請求システムをつなぐ安全性の高い回線です。外部のインターネットからは分離されており、あらかじめ許可された訪問看護ステーション以外はオンライン資格確認等システム等にアクセスできません。

Q5.当日、看護師が直帰する場合は資格情報のレセプトコンピュータ等へのデータの取り込みをどのように行えばよいですか？

A. 継続的な関係のもと訪問看護が行われている間であれば、資格情報等の閲覧・取り込みが可能です。直帰した場合は、後日、訪問看護ステーション側で資格情報をレセプトコンピュータ等への取り込みしていただければ問題ございません。

<参考> 用語集（1/2）

用語	内容
マイナンバーカード	氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真、その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカードのこと。ICチップにJPKI認証局が発行する署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納される。
オンライン資格確認等システム	支払基金・国保中央会が管理しているシステムで、保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーションや医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、ネットワーク回線で結ばれた医療機関等からの照会を受けて、利用者の保険資格情報等を提供するもの。
モバイル端末等	利用者宅にて訪問時にオンライン資格確認等を行うためのスマートフォン・タブレット・ノートPC等の端末のこと。
訪問看護レセプト（医療保険分）	訪問看護ステーションが保険者等に訪問看護療養費を請求する際に使用する明細書のこと。
訪問看護ステーション	健康保険法第八十九条記載の通り、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所として定義され、「訪問看護ステーション」と表現されるもの。
オンライン請求システム	訪問看護ステーション・保険医療機関・保険薬局や医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データ（レセプトデータ）をオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステムのこと。
ネットワーク回線	コンピュータ等同士を接続するための回線のこと。本資料では主に、医科等レセプトのオンライン請求で使用されている、インターネットから分離された安全性の高いネットワークを指し、訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求においても使用されるもの。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称である。 国保中央会と共にオンライン資格確認等システム、オンライン請求システムの運用主体となる団体のこと。
国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称である。 支払基金と共にオンライン資格確認等システム、オンライン請求システムの運用主体となる団体のこと。

<参考>用語集（2/2）

用語	内容
オンライン資格確認/ オンライン請求用端末	訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認を導入する際に必要な資格確認端末である。訪問看護レセプト（医療保険分）のオンライン請求に係る端末と兼用が可能である。
資格確認端末	本資料においては、「オンライン資格確認/オンライン請求用端末」と同義である。
IP-VPN/ IPsec+IKE	IP-VPN接続は閉域ネットワークで、インターネットを経由しない方式を指す。 IPsec+IKEを用いたインターネット接続は、オープンなインターネット環境の中、通信経路を暗号化して送信することにより、IP-VPN接続と同等のセキュリティを確保したもの。
審査支払機関	診療報酬の「審査」及び「支払」について、医療保険者等の委託を受けて実施する機関（社会保険診療報酬支払基金と47の国民健康保険団体連合会の総称）のこと。
レセプト作成用ソフト	本資料においては、医療保険請求・介護保険請求問わず、訪問看護レセプトの請求に利用することのできる既製のソフトウェアのこと。
レセプトコンピュータ （レセコン）	訪問看護療養費レセプト（医療保険分）を作成する際に利用する端末のこと。
レセプト作成用端末	本資料においては、「レセプトコンピュータ（レセコン）」と同義である。
レセプト作成用端末・ ソフトベンダ	オンライン請求に係るレセプト作成用ソフト改修・接続試験・適用、オンライン資格確認に係るレセプト作成用ソフト改修・接続テスト・適用に係るサービスを行っているベンダとなる。
導入支援事業者	オンライン資格確認・オンライン請求を導入するために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービスを行っている事業者。